

成績評価に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、試験及び成績に関し必要な事項を定める。

(成績評価)

第2条 授業科目に対する成績評価は、定期試験及び学修状況（履修状況）等に基づいて、特別の場合を除き、学期末（前期・後期）に行う。

(定期試験)

第3条 定期試験は、筆記・口述・実技試験のいずれかにより、又はこれらの併用によって、学期の終わりに期日を定めて行う。ただし、必要があるときは、随時行う試験又はその授業についてのレポート・報告書・作品などの提出をもって定期試験に代えることができる。

- 2 授業科目のうち実習及び実技等を行うものにおいては、授業時間内に試験を実施し、定期試験期間内で実施しないこともある。

(追試験)

第4条 追試験は、別に定めるやむを得ない理由により、第3条の定期試験を受験できなかった者を対象に実施する試験であって、前期に実施するものを前期追試験、後期に実施するものを後期追試験とする。

- 2 追試験の受験結果は、該当する授業科目の成績とする。
- 3 追試験の受験申請は、当該科目の試験実施日以降すみやかに、「追試験受験申請書」を提出しなければならない。

(再試験)

第5条 再試験は、総合評価がD評価に該当した者を対象に実施する試験であって、後期試験終了後に実施する。

- 2 再試験を認める科目数は、6科目以内とする。
- 3 第1項により再試験を希望する者は、成績発表後すみやかに、「再試験申請書」を提出しなければならない。
- 4 再試験を受験した場合の成績評価は、CまたはDとする。
- 5 定期試験に欠席した者は、評価を放棄したとみなし、再試験を認めない。

(成績評価の方法)

第6条 成績評価は、授業科目の「到達目標」に応じて、定期試験（追試験、再試験を含む）および学修状況を総合的に勘案した総合評価とする。

- 2 成績評価は、特に定めがない場合、100点を満点として次の区分により示し、S・A・B・Cを

合格、Dを不合格とする。なお、合格した授業科目には、所定の単位を与えるものとする。

3 各ランクの評価基準は次のとおりとする。

S：科目に対する理解及び日常の学習態度が優秀である者（90点～100点）

A：科目に対する理解及び日常の学習態度が良好である者（80点～89点）

B：科目に対する理解及び日常の学習態度が普通である者（70点～79点）

C：科目に対する理解及び日常の学習態度がやや劣る者（60点～69点）

D：科目に対する理解及び日常の学習態度が劣る者（59点以下）

4 第2項、第3項に規定する評価がそぐわない授業科目の評価は、合格「R」か不合格「D」のいずれかとする。

（学修状況）

第7条 学修状況は、随時行う試験・レポート・実技試験・作品及び実習状況などのいずれか、又はこれらを総合したものとする。

（公欠の取扱）

第8条 天災地変による災害または喪（忌引）、学校において予防すべき伝染病と診断された場合、その他校長が公欠と認めた場合は、その日数は欠席日数には算入しない。

附 則

この規程は、2019年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日より施行する。

（第8条（公欠の取扱）条文の追加）

附 則

この規程は、2025年4月1日より施行する。

（第5条（再試験）条文の変更）

附 則

この規程は、2026年4月1日より施行する。

（第5条（再試験）条文の変更）